

○議長（茅沼隆文）

日程第２ 議案第２号 第五次開成町総合計画後期基本計画を策定することについてを議題といたします。

まず、審議の進め方について御説明いたします。本日は、町長及び担当課長による議案の説明を行います。明後日の２５日（金）に、質疑から採決までを行う予定としております。

それでは、提案理由及び策定趣旨等について町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。平成３１年度から平成３６年度（２０２４年度）までの６年間を計画期間とする第五次開成町総合計画後期基本を策定したいので、本案を提案いたします。

第五次開成町総合計画後期基本の審議にあたり、町長として一言、述べさせていただきます。

開成町では、平成３６年度（２０２４年度）を目標年次とする第五次開成町総合計画基本構想を策定し、基本構想が掲げる将来都市像「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」の実現を目指し、平成３０年度（２０１８年度）を目標年次とする第五次開成町総合計画前期基本計画を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。その結果、人口の増加傾向を維持するとともに、南部地区土地地区画整理事業の完了により新たにみなみ地区が誕生し、この３月には開成駅への急行停車が実現するなど、着実に町が発展しております。

この間、全国的には人口の減少と少子高齢化の進行、これらの構造変化がもたらす地域経済への影響の顕在化、あるいは地震、風水害といった大規模災害の発生など、社会経済情勢が目まぐるしく変化してきております。開成町においても、少子化、超高齢社会などの人口の年齢構成の変化への対応、多様な担い手との協働のさらなる推進、安全・安心の確保、環境問題への対応、にぎわいと活力の創出、持続可能な行政サービス提供体制の構築など、様々な課題に対応していかなければなりません。

このたび第五次開成町総合計画前期基本計画の計画期間が満了することから、社会経済情勢の変化を踏まえた基本計画の見直しを行い、基本構想で明らかにした将来都市像「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」の実現に向けた取り組みを加速させるとともに、さらに行政サービスの質を高めていくため、第五次開成町総合計画後期基本計画を策定することといたしました。課題解決へ向けて町民の皆さんの目線で考え行動することを町政運営の基本として、基本計画に沿って開成町の元気な町、誇れる町を継続していきたいと考えております。

後期基本計画では、基本構想で定めた八つの政策のもとに３８の多岐にわたる施策を掲げております。詳細については担当課長から説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

それでは、細部説明を担当課長に求めます。

企画政策課長。説明が長時間になると思いますので、着座で説明されて結構でございます。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、着座のまま説明をさせていただきます。

はじめに、議案を朗読させていただきます。

議案第２号 第五次開成町総合計画後期基本計画を策定することについて。

第五次開成町総合計画後期基本計画を策定する。よって、地方自治法第９６条第２項及び開成町議会基本条例第９条第１号の規定により議会の議決を求める。

平成３１年１月２３日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、第五次開成町総合計画後期基本計画（案）について、御説明をさせていただきます。

はじめに、これまでの策定の経緯等につきまして御説明をさせていただきます。

平成２５年１２月に第五次開成町総合計画基本構想及び前期基本計画を策定して以降、基本構想に掲げる将来都市像「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」の実現に向け、前期基本計画に位置づけた施策及び事務事業を推進してまいりました。

前期基本計画が平成３０年度をもって計画期間満了となることから、社会情勢の変化に適切に対応するとともに、これまでの施策の進捗を振り返ることで明らかになりました課題への対応を図るため、２０１９年度以降の６年間で取り組むべき方向性を示した後期基本計画の策定を進めてまいりました。

後期基本計画の策定にあたりましては、基本的な考え方として６点を整理いたしました。まず、１点目は、基本構想に掲げる将来都市像の実現を目指した計画策定とするため、基本構想に掲げる将来都市像や人口１万９千３００人などの将来指標を実現する上で真に必要な施策の立案に努めること。２点目として、町民意識を反映した計画策定とするため、町民意識調査を実施し、その結果を踏まえるとともに、まちづくり町民集会の開催やパブリックコメント手続などにより、広く町民の意見や意識を反映した施策の立案に努めること。

３点目は、社会経済環境の変化等に適切に対応する計画策定とするため、前期基本計画策定後の社会経済情勢の変化や、国、県の制度の動向、新たな行政課題等を踏まえた施策に努めること。４点目は、ＰＤＣＡマネジメントサイクルに基づく計画策定とするため、前期基本計画における施策の進捗を振り返ることで明らかになった課題を踏まえた施策の立案に努めるとともに、定量的な成果指標を設定することにより適正な評価ができる計画とすること。

５点目は、効率的で実効性のある計画策定とするため、社会経済情勢や財政状況、さらには前期基本計画から継続的に取り組む大規模事業でございます北部地域活性化の推進、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業の推進、新庁舎の整備などを考慮

いたしまして、重要度や緊急度の高い事業を適正に選択しながら効率的で実効性のある施策の立案に努めるとともに、内部事務を含めた全ての事務事業について行政改革の取り組みを推進することが可能な体系を整えること。6点目として、住民協働、広域連携の視点を踏まえた計画策定とするため、これまでの住民協働に加え、施策効果を高めるため、または業務効率化を図るため、広域連携の視点を踏まえた施策の立案に努めることの6点でございます。

この基本的な考え方を踏まえまして策定に関する具体的な動きといたしましては、平成30年3月から5回にわたり開催をいたしました総合計画審議会におきまして、12名の委員の皆様にお集まりをいただき、前期基本計画の検証に基づき、これまでの施策が充足しているのか、不足しているのか、将来都市像の実現に向けて、どのような施策が新たに必要なのかなどの視点から御意見を頂戴するとともに、計画案について、それぞれのお立場、また町民の目線におきまして様々な角度から御審議をいただいたところでございます。

なお、総合計画審議会から12月27日に提出をされました答申につきまして、本日、参考資料1として配付をしておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

次に、現行計画の施策や事業について、町民の満足度や重視の度合い、これからのまちづくりに必要と思われる取り組みを把握し、より実効性の高い計画を策定することを目的に、多くの皆様の声をいただく機会を設けてまいりました。

具体的な取り組みといたしましては、まず、平成30年5月16日から31日までの期間におきまして、施策への関心度、満足度に関するアンケート調査を実施いたしました。開成町に在住する満18歳以上の男女2千人を無作為抽出し、郵送での配付及び回収を実施した結果、合計795人の皆様から御回答いただき、行政全般についての満足度や今後も開成町に住み続けたいかなどの設問に加え、前期基本計画で定めた40の施策についての関心度と満足度をお聞きしました。

次に、まちづくり町民集会の開催であります。平成29年度におきましては、子育てをテーマとして、これまで参加の少なかった子育て世代の女性を主な対象といたしまして開催をし、延べ61名の参加をいただきました。参加者からは、子育て環境や子育て支援の充実、教育全般にわたる話題などを中心に多くの意見や要望をいただきました。

また、平成30年度におきましては、明るい未来に向けたまちづくりをテーマとして、日頃から町政運営に大きくかかわり様々な施策や事業等の運営に携わる各種団体に所属する延べ188人の皆様に御参加をいただき、後期基本計画策定に向けた町政全般について、多くの意見、要望を頂戴したところでございます。

また、結果的に意見等はございませんでしたが、パブリックコメントによる意見聴取を11月9日から12月10日までの期間で実施したところでございます。

御説明さしあげたものにとどまらず、様々な機会を通して町民、団体、企業の皆様などからいただいた要望、意見につきましては、後期基本計画実施計画はも

とより、各業務における個別計画等への位置づけや個別事業への反映等、あらゆる機会において活用をしてまいりたいと考えてございます。

最後に、役場組織内の動きでございますが、副町長以下、管理職で構成する後期基本計画策定委員会を中心といたしまして策定に向けた考え方を整理するとともに、毎年実施しております事務事業及び施策評価にあわせました前期基本計画実施計画の点検を行いました。その中で、計画事業費、前期計画事業の進捗状況、主な施策の成果、指標の達成度などを振り返り、各所管課とのヒアリングを通じて意見交換や情報共有を行うことから、新たな事業展開の必要性や抽出した課題への対応などについて横断的に協議・検討を重ねるとともに、後期基本計画実施計画策定に必要な考え方や想定される効果などを改めてまとめ、一定の方向性を確認した上で後期基本計画に引き継いでおります。

以上、これまでの策定経緯等について説明させていただきました。

それでは、後期基本計画（案）について御説明をさせていただきます。後期基本計画（案）を御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただいて、1ページをお開きください。

はじめに、第1章、町民主体の自治と協働を進めるまちとなります。最初の施策として町民主役のまちづくりの推進を掲げてございますが、この章を例に基本計画（案）の構成について御説明をさせていただきます。

基本構想で掲げた八つの政策のもと、前期基本計画は40の施策、107の計画で構成をしておりました。しかし、社会経済情勢の変化、それを踏まえた個別計画の見直しなどを考慮いたしまして、後期基本計画は38の施策、92の計画に体系を変更しております。

この第1章におきましては、前期基本計画で第1章に位置づけておりました広報・広聴分野を後期基本計画において政策広聴、政策広報の観点から第8章に移管をしてございます。あわせて、前期基本計画の町民活動の支援につきまして、後期基本計画では、それぞれの自治会活動の支援、自治会の枠を超えた分野別の協働の取り組み、この双方を推進していく必要性を踏まえ、地域の自治活動の支援と町民公益活動の活性化の2項目に分割をしてございます。

なお、後期基本計画策定に伴います体系見直し等による主な変更箇所につきましては、それぞれの説明とあわせてお話をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

基本計画（案）の構成でございます。はじめに、国、県や町の状況、前期基本計画で進めてきた、また進めている施策の現況を上げ、施策ベースでの振り返りや町民の皆様からの意見等に基づきまして課題を抽出してございます。また、その課題に対応する具体的な計画、詳細施策を位置づけ、今後の政策の基本方針を明らかにするとともに、基本方針に対応する具体的な取り組みの内容について記載をしてございます。

また、前期基本計画と同様に目的の達成度をはかる代表的な指標を掲げるととも

に、各計画の内容ごとに、その優先度を示しております。指標につきましては、理念的な政策もあることや必ずしも施策の目的に合った指標の設定がしにくいものもございますので、全ての詳細施策に掲げているものではございません。また、優先度につきましては、前期基本計画において、優先度を見きわめた選択と集中による効果的な行財政資源の配分を目指した取り組みの一つとして、個々の計画内容に3段階の優先度を設定しておりました。基本計画に掲げる個々の計画内容につきましては、それぞれの政策、施策、計画において重要な意味を持ち、かつ性格や目指すべき目標も異なることを前提とした上で、前期基本計画では、あえてそれぞれの優先度を明らかにしようと試みたものでございます。

後期基本計画におきましても、この点において前期基本計画を踏襲し、個々の計画の内容に3段階の優先度を設定してございます。優先度につきましては、将来都市像の実現に向けて早急に取り組む必要があるかどうかという緊急性、基本姿勢である、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めるために取り組みの有効性が高いかどうかという有効性の二つの視点、基準から設定しております。例外的に計画の理念的な項目につきましては優先度を高くするなどの個別調整を行っており、必ずしも個々の計画の内容の絶対的な優劣を判断するものではございませんので、御留意いただければと思います。

それでは、2ページ、3、町民主役のまちづくりの推進から説明をさせていただきます。

はじめに、現況であります。開成町では、あじさいのまち開成自治基本条例に基づき、町民による自治活動を基本に町民同士の共助を大切にした町民主体の自治を推進するとともに、町民ニーズの多様化、高度化などにより、これまでのような行政による画一的な公共サービスの提供だけでは地域で発生する様々な問題に的確に対応することが難しいことから、平成26年5月に協働の取り組みの指針である開成町協働推進計画を策定し、町民や企業などの多様な担い手との協働によるまちづくりを推進するとともに、町民公益活動の支援などを通して引き続き町民と行政が連携を深めることの必要性などについて述べております。

次に、課題でございます。町民のニーズに対応した、より良い公共サービスの提供や、より良いまちづくりを進めるため、引き続き町民、企業などの多様な担い手との協働によるまちづくりを進め、地域課題解決のために自助、共助、公助を重層的に組み合わせた地域ぐるみの協働によるまちづくりを進める必要があると考えております。

また、多様化、高度化する町民のニーズに対応し、新たな公共サービスの創出や地域の課題解決に果たす町民公益活動の役割が増していることから、町民活動団体への支援を通じた町民公益活動の活性化を図るとともに、全ての人が互いの文化や人権を尊重し、社会の対等な構成員として町政や地域の自治活動、町民公益活動など、あらゆる分野に参画できる環境づくりを進める必要についても考えているところでございます。

それらを踏まえ、計画（詳細施策）①協働によるまちづくりの推進です。基本方針を多様化、高度化する町民のニーズに対応するため、町民、企業などの多様な担い手との協働によるまちづくりを進めますとして、施策の達成状況を把握する目安となる数値である指標として協働によるまちづくりが進んでいると感じる町民の割合を設定し、現状 21.7% から計画期間中におきまして 30% まで向上させることを目指してまいります。

主な取組として、町民のニーズに的確に対応したまちづくりを進めるため、町民や企業などとの共同の仕組みづくりを推進することや、町民活動団体と行政との協働を進めるため、提案型協働事業などの取り組みを進めていくことなどを実施してまいります。

②地域の自治活動の支援です。基本方針を地域住民がお互いに支え合う住みよい地域づくりを進めるため自治会活動を支援しますとし、指標には、現状の自治会加入率 80.6% を捉えまして、計画期間中において 80% 以上の数値を維持することを目指してまいります。

主な取組として、地域の自治活動を支える人々の裾野を広げていくため自治会加入率の向上に取り組むことや、地域の自治活動を促進するための地域の人材育成に取り組むこと、地域の自治活動の拠点となる地域集会施設について、計画的な改修に取り組むことなどを進めてまいります。

③町民公益活動の活性化です。基本方針を新たな公共サービスの創出や地域課題の解決に向け、様々な分野で活動する町民活動団体との協働によるまちづくりを進めますとして、指標を（仮称）町民活動サポートセンター登録の団体数と設定し、計画期間において 65 団体の登録を目指してまいります。

主な取組として、町民公益活動の活動拠点及び支援拠点となる（仮称）町民活動サポートセンターを設置するとともに、町民公益活動に関する相談や情報提供、活動を担う人材の資質向上のための研修会の開催などに取り組んでまいります。

続いて、4 ページ、④対等な社会参画の推進です。基本方針を全ての町民があらゆる分野で対等に個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するための環境づくりを進めますとし、指標を各種審議会への女性委員登用率と設定し、現行 26.8% から計画期間中において 40% への登用率拡大を目指してまいります。こちらの 24.6% と、今、目標値がなってございますが、26.8% に訂正をいただければと思います。

これから先、訂正部分につきましては、口頭での御説明に加えまして、本日、正誤表を皆様のお手元に配付させていただいておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

主な取組として、人権が尊重される社会を実現するため意識啓発や人権教育の充実を図るとともに、男女共同参画に対する理解をさらに深めるため講演会の開催や情報誌の発行等を行ってまいります。

続きまして、5 ページ、第 2 章、未来を担う子どもたちを育むまちです。

1枚おめくりいただいて、6ページ、子育て環境の充実となります。

まず、現況でございます。開成町の年少人口は、神奈川県全体や全国平均と比較して割合が高くなっている状況におきまして、妊娠婦や乳幼児が安心して健康な生活を送ることができるように、妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口の開設や、子育てを取り巻く環境の変化を背景に、出産や子育てに対する不安感や孤立感を抱える保護者の増加が子どもの健康な発育や発達に様々な問題を引き起こす一因となっていることから、安心して子育てができる環境づくりを進めるための様々な事業等への取り組みや、本町の保育所利用者数の増加に対する保育所定員数の増加策などを述べてございます。

課題といたしまして、子どもの健康な発育や発達を促すために子育てに関する不安や悩みを軽減、解消することが重要であり、健康相談や育児相談の充実を図る必要があること、安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援体制について一層の充実を図ること、地域の活力を生かして子育てを応援する町の実現を目指し、公的な子育て支援サービスの充実に加えて、子ども・子育て支援分野における課題解決に資する子育て支援団体との協働の取り組みを一層進めていく必要があることなどを考えてございます。

また、女性の就業率の上昇などを背景といたしまして保育所や学童保育の利用希望者が増加していることから、子育てと就労の両立を支援するため保育の受け皿を確保すること、就労形態の変化により保護者の保育ニーズが多様化していることから、延長保育や休日保育などの保育サービスや放課後児童対策の充実を図る必要があることなどについても考えてございます。

計画①母子保健の充実です。基本方針を妊娠中から乳幼児期までの一貫した母子保健サービスを提供し、子どもの健やかな成長を支えますとして、指標を3、4カ月児健康診査の受診率と設定し、現状の受診率99.4%から100%まで向上させることを目指してまいります。

次ページ、7ページでございます。

主な取組として、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため母子保健コーディネーターを配置し、ワンストップ相談窓口である母子健康包括支援センターの機能の充実を図ること、産後うつや新生児への虐待を予防するため、新たに産婦健康診査の取り組みを進めることなどを実施してまいります。

②子育て支援の充実です。基本方針を安心して子育てができる環境づくりを進めますとして、指標を開成町駅前子育て支援センターの利用者数として、現状9千326人から9千500人に利用者の拡大を目指してまいります。

主な取組として、地域活力を生かして子育てを応援する町を目指し、町民団体が自主的、自発的に行う子ども・子育て分野における課題解決に資する取り組みを支援すること、親子の交流や子育ての情報交換、育児相談の充実を図るため、子育て世代のニーズを踏まえ子育て支援センターの機能の充実を図ること、子どもの健康を守りながら保護者の子育てと就労の両立を支援するため、近隣市町と連携し病児

保育事業を実施すること、子育て支援サービスについて、分かりやすく保護者に情報提供するための子育てガイドブックの発行、要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携・協力体制を強化し、児童虐待の発生防止や早期発見に努めることなどを進めてまいります。

8 ページ、③保育環境の充実です。基本方針を子育てと就労の両立を支援するため保育サービスの充実を図りますとして、指標を保育所待機児童数に設定をし、保育所待機児童なしの現状を今後も維持すること、また、放課後児童クラブ待機児童数を設定し、放課後児童クラブ待機児童なしの現状を同時に維持していくことを目指してまいります。

主な取組として、子育て・就労の両立を支援するため保育所や学童保育の保育サービスを適切に提供すること、保育所の利用希望者の増加に対応するため保育所定員の弾力化や地域型保育事業などの活用の検討、長期休業期間の受け入れなど利用者ニーズを踏まえた学童保育の充実を図ることなどを進めてまいります。

幼児教育の充実です

現況でございます。核家族化や雇用形態の変化などを背景に子どもが親や家族と接する時間が減少しており、幼稚園や保育所での幼児教育には家庭の教育力を補完する役割が求められる傾向が強まっていること、また、共稼ぎ家庭、ひとり親家庭の増加を背景に、対象年齢や保育時間の違いから保育所の需要が高まっている一方で、近年の開成幼稚園の児童数が横ばい傾向にある状況を踏まえ、ニーズに対応した幼稚園での3年間教育の実施準備について述べてございます。

課題といたしまして、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭、地域、幼稚園や保育所などの幼児教育を担う施設の三つがバランスを保ちながら幼児の健やかな成長を支えていくこと、親の経済状況や幼少期の生育環境によって格差が生じることがないように子どもの成長を支えていく必要があることなどを考えております。

計画①教育力の向上です。基本方針を家庭や地域の教育力の向上を図りますとして、主な取組として、開成幼稚園での3年間教育の実施にあたり、年少学級に補助担任を配置するチーム保育制を導入すること、のびのび子育てルーム事業の特徴を継承し、開成幼稚園での親育ち支援の充実を図ること、子育てに関する不安や悩みを解消するため、開成幼稚園に臨床心理士や栄養士などの専門職を配置し教育相談体制を整えることなどを進めてまいります。

10 ページ、②教育活動の充実です。基本方針を子どもの感性を育む教育活動を推進しますとし、主な取組として、生きる力の基礎を培う就学前教育の充実を図るため、開成幼稚園において3年間教育を導入すること、幼児一人一人の感性を養うため、外国語、合唱、運動指導など専門分野の講師による体験活動の充実を図ることなどを進めてまいります。

③教育環境の充実です。基本方針を安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備しますとし、主な取組として、教育環境の向上・充実を図るため幼稚園施設や設

備の整備に取り組むとともに、幼稚園施設や設備の長寿命化を図るため計画的なメンテナンスなどにも取り組んでまいります。

次に、11ページ、学校教育の充実です。

現況でございます。開成町では、普遍的な教育の基本理念となる開成町人づくり憲章の制定とともに、目指すべき教育の姿として開成町教育振興基本方針を策定し、教育に重点を置いたまちづくりを進めていること、教育環境の充実を図るために計画的な校舎の整備・改修を進めていることなどを述べてございます。

課題として、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランス良く育て子どもの生きる力を育むこと、子どもの思考力、判断力、表現力を育成するため、基礎的・基本的な知識や技能の活用を図る学習活動を重視するとともに学力の基礎である言語能力の確実な育成を図ること、外国語教育の充実や情報活用能力の育成などの新たな教育内容に対応するため、教育体制や教育環境の充実を図ることなどの必要について考えてございます。また、教育環境の充実を図るため、計画的に校舎の改修を進めるなど学校施設を適切に維持管理していく必要があるものと考えてございます。

計画①教育環境の充実です。基本方針を家庭、学校、地域が相互に連携し、子どもの生きる力を育む教育活動を推進しますとして、主な取組として、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知、徳、体をバランス良く育む教育活動を推進すること、グローバル化に対応した英語教育や外国語活動を展開するため、外国人講師による英語教育や留学生による国際理解教育などの充実を図ること、情報活用能力を育むためICTを活用した学習活動の充実を図ること、学校と地域が一体となって地域の子どもの育み特色ある教育活動を展開するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の推進などを進めてまいります。

12ページ、②教育体制の充実です。基本方針を児童・生徒一人一人に対するきめ細かな教育を推進しますとし、主な取組として、児童・生徒一人一人にきめ細かな教育や指導を行うため、介助教諭や学校生活支援員の配置の充実を図ることや適応指導教室の運営などを進めてまいります。

③教育環境の充実です。基本方針を安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備しますとし、主な取組として、文命中学校の空調設備の整備など教育環境の向上・充実のための学校施設や設備の整備に取り組むこと、学校施設や設備の長寿命化を図るため計画的なメンテナンスに取り組むことなどを進めてまいります。

続きまして、13ページ、青少年の健全育成の推進です。

現況であります。核家族化や少子化の進行、インターネットや携帯電話などのモバイル端末の急速な普及による有害情報の氾濫など、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化していることや、全国的にニートやひきこもり、非行の増加や犯罪の低年齢化など青少年の抱える問題が深刻化している状況とともに、本町での放課後や週末、長期休業期間中に子どもの安全・安心な活動拠点を設け、体験活動などを通じて健全な育成を図ることを目的とした取り組みについても述べてございます。

課題といたしまして、青少年の健やかな成長は社会の発展の基礎をなすものであり、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たすとともに、これまで以上に相互に連携を深め一体的に青少年の健全育成に取り組むこと、また、青少年が健やかに成長し豊かな人間性や社会性を育み積極的に社会に参画することができるようにするため、ボランティア活動、地域活動、体験学習などの活動の場や機会の充実を図る必要があることなどを考えております。

計画①青少年の健全育成の推進です。基本方針を家庭、学校、地域と連携し青少年の健全育成に努めますとし、指標をあじさい塾、ジュニアサマースクールの参加者数に設定し、現行の460人を500人まで拡大することを目指してまいります。

主な取組として、子どもたちの教育活動や体験活動の充実を図るため、地域の人材や企業、団体の協力を得ながらあじさい塾やジュニアサマースクールを実施することや、放課後の安全・安心な居場所づくりを進めるため放課後子ども教室の充実などを図ってまいります。

続きまして、15ページ、第3章、健康を育み町民がいきいきと暮らせるまちです。

はじめに、16ページ、健康づくりの推進となります。第3章の健康づくりの推進を構成する計画につきまして、健康増進計画との整合の観点から体系の見直しを行っているところであります。

現況であります。開成町では、開成町第2期健康増進計画、開成町第2期食育推進計画を策定し、町民の健康づくりに計画的に取り組んでいることや、健康志向の高まりなどにより個人の知識や認識は改善されているものの、健康的な生活習慣に向けた実際の行動変容までには至っていない状況などを述べてございます。

課題といたしまして、ライフステージに応じた生活習慣や健康づくりを支える環境の改善に取り組み、町民の健康増進と健康寿命の延伸を図る必要があることや、町民が自発的に健康の向上に取り組むとともに、家族や地域住民、学校、企業、医療機関など関連機関が連携し、それぞれの立場でサポートする体制が必要になっていると考えております。

計画①自主的な健康増進と疾病予防の推進です。基本方針を町民一人一人が健康的な生活を実践することができるようにするため、健康に関する町民の自ら学び考え実行する力を育みますとし、指標を運動をしない人の割合と設定しまして、現状の25.3%から計画期間内において20%以下としていくことで健康増進、疾病予防を推進してまいります。

主な取組として、町民一人一人が健康的な生活を実践することができるように、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、歯・口腔の健康、たばこ・アルコール・薬物、感染症予防の六つの健康分野について、ライフステージに応じた取り組みや地域との協働による取り組みを進めることや、自分の身体の状態を認識し、実際に体を動かして生活習慣を変えるなどの行動変容につなげるため、未病見える化コーナーを活用した取り組みを進めてまいります。

17ページ、②適切な健康管理の支援です。基本方針を町民一人一人の健康管理を支援し健康寿命の延伸を図りますとし、指標を乳がん検診の受診率と設定し、現行23.7%から28%へ拡大を図ってまいります。

主な取組として、生活習慣の改善による疾病予防と疾病の早期発見・早期治療により健康寿命の延伸を図るため、町民一人一人の健康管理を支援することや、疾病の早期発見や予防のため、各種健康診査やがん検診の充実を図るとともに受診率の向上に取り組むことなどを進めてまいります。

③健康づくりを支えるネットワークづくりと環境の整備です。基本方針を町民が主体的に行う健康づくりの取り組みを総合的・継続的に支援する環境を整備しますとし、主な取組として、町民一人一人の健康意識の向上を目指し、健康普及員、いきいき健康体操指導員、母子保健推進員、食生活改善推進員などの健康リーダーを育成し、それぞれが連携・協力しながら地域に根差した活動の充実を図ることなどを進めてまいります。

④食育の推進です。基本方針を町民一人一人が健康で豊かな食生活を営むことができるようにするため、家庭、地域、学校などと連携し幅広く食育活動を展開しますとし、指標を青年期の朝食を毎日とる人の割合と設定して、現行66.2%から70%への拡大を目指してまいります。

主な取組として、町民一人一人が健康で豊かな食生活を営むことができるようライフステージに応じた食育活動を展開することや、食育の担い手である食生活改善推進員と連携した栄養や食文化などの食に関する知識の普及啓発、関係機関、事業所、店舗、飲食店などと連携した食育の取り組みを推進すること、地域の食材への理解を深めるため、学校給食における地産地消の取り組みを推進することなどを進めてまいります。

19ページ、地域医療の充実になります。

現況であります。開成町には、医療機関として民間の病院が1施設と医科診療所が15施設、歯科診療所が10施設ございます。高齢化の進行、医療技術の進歩などを背景に高度専門医療のニーズが高まるとともに、高齢者の増加に伴い、身近な地域で日常的な医療サービスが提供され、在宅で、できるだけ生活が継続できる環境づくりの重要性が増していることなどを述べております。

課題といたしまして、産科の医師が不足しており、安心して妊娠・出産できるようにするためには産科を持つ医療機関や助産所との連携を確立していく必要があること、高齢者の増加や入院日数の短期化が進んでいることから、医師会や歯科医師会などとの連携を強化し、在宅で生活が継続できるよう地域医療体制の充実を図っていく必要があることを考えてございます。

計画①地域医療体制の充実です。基本方針を町民が身近な地域で安心して医療を受けられるようにするため地域医療体制の充実を図りますとし、指標をかかりつけ医を持つ町民（成人）の割合として、現行65.3%を68%まで向上させることを目指してまいります。

主な取組として、町民が身近な地域で質の高い医療を受けられるようにするため、地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会と連携し地域医療体制を整えること、急性期から在宅医療、介護まで一連のサービスを切れ目なく受けることができるようにするため、医療と介護の連携を図りながら在宅医療の充実に向けた取り組みを推進すること、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、地域における中核的な総合医療機関における周産期医療体制及び小児医療体制の充実に関する神奈川県への要望活動を展開することなどを進めてまいります。

続きまして、20ページ、スポーツの推進です。

現況につきまして、開成町では、少年・少女スポーツ団体、体育協会など各団体やスポーツ推進委員が盛んに活動していることや、スポーツ・レクリエーションフェスティバルや各種大会、スポーツ教室を開催し町民にスポーツの機会を提供していること、開成町総合型スポーツクラブが平成30年に一般社団法人化され、各種スポーツ教室や健康づくり事業を定期的に開催していることなどを述べております。

課題といたしましては、子どもから高齢者までスポーツの習慣化を促し、生活習慣の改善を図ることにより未病を改善し、健康で活力のある社会を築くことが求められていることや、町民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備が求められていることなどを考えております。

計画①スポーツ活動の推進です。基本方針を誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進しますとし、指標をスポーツ・レクリエーション事業の参加者数に設定し、現行8千315人の参加者を8千900人に拡大することを目指してまいります。

主な取組として、スポーツ活動の機会の拡充を図るため開成町総合型スポーツクラブの活動を支援することや、スポーツを通じて町民の交流を深め地域の一体感や活力を醸成するため、自治会対抗形式の各種スポーツ大会の充実を図ること、子どもがスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに体力の向上を図るため、児童・生徒を対象にしたアスリートや外部指導者によるスポーツ体験の充実を図ることなどを進めてまいります。

21ページ、②スポーツ活動の環境整備です。基本方針を誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、スポーツ活動を広げる環境づくりを推進しますとし、指標を開成水辺スポーツ公園の利用者数と設定し、現行11万3千382人の利用者を11万9千人に拡大することを目指してまいります。

主な取組として、指定管理者との連携を強化し開成水辺スポーツ公園の施設・設備の充実を図ること、スポーツ環境の基礎となる人材を育成するため、スポーツ団体の指導者などを対象にしたセミナーの開催、スポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、民間企業との連携を視野に入れたスポーツ施設の充実などの検討を進めてまいります。

続きまして、22ページ、生涯学習の推進です。

現況であります。近年、町民の学習意欲が一層高まっていることから、多様化・高度化する町民の学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めていることや、町民センターを中心に生涯学習事業として各種学級、講座、講演会を開催していることなどを述べております。

課題といたしまして、町民一人一人が自らを高め豊かな人生を送ることができるよう、町民の生涯を通じた学ぶ意欲への支援が求められているほか、多様な学習機会の提供や生涯学習を推進する人材の育成、町民の学習ニーズに対応するため学習施設の充実と生涯学習を推進する体制づくりが求められているものと考えております。

計画①多様な学習機会の提供です。基本方針を町民の学習ニーズに対応した多様な学習機会を提供しますとし、指標を生涯学習講座の満足度に設定し、受講者ニーズを把握する受講者アンケートの実施により講座の満足度を5段階評価において4ポイント以上の獲得を目指してまいります。

主な取組として、多様化する町民の学習ニーズに対応するため生涯学習講座の充実を図ること、新たな生涯学習指導者や生涯学習ボランティアの人材確保、人材育成に努めることなどを進めてまいります。

②生涯学習環境の整備・充実です。基本方針を生涯学習環境の充実を図りますとし、指標を年間の図書貸し出し冊数に設定し、現行で年間3万2千冊の貸し出し冊数を3万3千冊に増やすよう目指してまいります。

主な取組として、開成町民センター図書室の機能の充実を図ることや、快適な学習環境を提供するため、生涯学習関連施設を適切に維持管理するとともに利用者の利便性の向上を図ることを進めてまいります。

24ページ、医療保険制度の運営です。

現況であります。急速な高齢化の進展、厳しい経済環境のもとでの保険料収入の伸び悩みなど、公的医療保険制度を取り巻く環境は厳しい状況となっております。高齢者の増加や医療技術の高度化などにより医療費、保険給付の増加が続いており、国民健康保険の財政基盤を強化するため、市町村単位で行ってきた国民健康保険の財政運営を平成30年から都道府県単位で行う制度改正が行われたことなどを述べております。

課題といたしまして、誰もが安心して医療を受けることができるようにするため、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の適切で持続可能な運用が求められていることや、医療費の増加を抑制するため、生活習慣病の重症化予防などの町民の健康づくりに取り組むとともに、重複受診や多重受診の防止、ジェネリック医薬品の利用促進などに取り組む必要があると考えております。

計画①国民健康保険制度の適切な運営です。基本方針を国民健康保険制度を適切に運営しますとし、指標に特定健康診査の受診率を設定し、現行38.3%の受診率を45%まで向上させること、また、現年度分の国民健康保険税の徴収率につい

て、現行 95.61% から 95.66% に改善を図っていくことを目指してまいります。

主な取組として、国民健康保険財政の経営基盤の安定化を図るため、被保険者資格の適用と保険給付の適正化を推進すること、医療費の増加を抑制するため、医療機関の適切な受診やジェネリック医薬品の活用に関する普及啓発に取り組むこと、生活習慣病の重症化を予防するため、特定健康診査や特定保健指導の充実を図ることなどを進めてまいります。

25 ページ、②後期高齢者医療制度の適切な運営です。基本方針を後期高齢者医療制度を適切に運営しますとし、指標を後期高齢者医療保険料（普通徴収分）の収納率と設定し、現行 99.1% の収納率を 99.3% まで改善することを目指してまいります。

主な取組として、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の適切な運営に努めるとともに、後期高齢者医療保険料の適切な徴収に努めてまいります。

続いて、26 ページ、地域福祉の充実です。

現況につきましては、核家族化や少子高齢化、高齢単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域でお互いに支え合う地域福祉の役割が増大しております。公的な福祉サービスは分野ごとに整備されておりますが、公助だけでは支え切れない領域をカバーするため、地域での支え合い、助け合いによる共助の役割が重要になっていることなどを述べるとともに、町の取り組みとして開成町福祉コミュニティプランを策定し、誰もが安心して暮らせる町の実現に向けた取り組みを進めていること、日常生活の利便性の向上を図るため、町内巡回バスの運行を行い町内の移動手段の確保に努めていることなどについても述べております。

課題といたしまして、平成 28 年に策定された、ともに生きる社会かながわ憲章の理念を踏まえ、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々がお互いに尊重し合い、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生き支え合う社会の実現に向けた意識の醸成、地域福祉の担い手育成などを推進する必要があることや、様々な地域福祉の担い手が情報共有と協働を図るため地域ネットワークを形成する必要があることなどを考えております。

計画①地域における支え合いの推進です。基本方針を誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせることができるよう、ともに生き支え合う社会づくりを推進しますとし、主な取組として、高齢者や障がい者などの支援を必要とする人が地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、福祉にかかわる総合的な相談・支援体制の充実を図ることや、地域における支え合いを推進するため、地域福祉の推進に中心的な役割を果たす開成町社会福祉協議会の運営や民生委員・児童委員の活動を支援することなどを進めてまいります。

27 ページ、②地域福祉活動の充実です。基本方針を誰もが住み慣れた地域で安

心して生き生きと暮らすことができるよう地域福祉活動の充実を図りますとし、指標を地域見守り推進事業の利用者数と設定し、現行423人の利用者数を600人へ拡大することを目指してまいります。

主な取組として、地域の福祉力の向上を図るため、地域福祉の担い手である自治会の福祉活動を支援するとともに、幅広い世代を対象とした人材育成の取り組みを強化すること、日常生活の利便性向上を図るための町内巡回バスの運行などを進めてまいります。

③地域ネットワークの形成です。基本方針を様々な地域福祉の担い手と連携し組織的な地域福祉活動を展開しますとし、主な取組として、自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員、NPO法人、地域福祉団体などの地域福祉の担い手が連携し、効率的・効果的に地域福祉活動を展開することができる仕組みづくりに取り組むとともに、地域福祉の担い手である障がい者団体などの地域福祉団体の活動を支援することを進めてまいります。

続いて、28ページ、高齢者福祉の充実です。

現況になります。全国的に超高齢社会を迎え、開成町においても平成28年に高齢化率が25%を超え、町民の4人に1人が高齢者という状況になってございます。2025年には団塊の世代が全て75歳以上となるなど、今後も高齢者人口の増加が予測されております。また、高齢化の進行に伴い介護を必要とする高齢者や認知症の高齢者が増加するとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることなどの現況とともに、平成29年度に開成町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で、ともに見守り支え合いながら健康を保ち、自立し充実した暮らしができるように環境を整備することや、介護が必要になった場合でも安心して生活できるまちづくりに取り組んでいけることなどを述べております。

課題といたしまして、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域包括ケアシステムを深化・推進する必要があることや、高齢者の自立した生活を維持するため、要介護状態への進行や重度化の予防、高齢者の就労、社会参加を促進する取り組みの充実を図ること、介護保険事業を安定かつ適正に運営するため、介護保険サービスの充実と保険給付の適正化を図ることなどの必要があることなどを考えてございます。

計画①地域包括ケアの深化・推進です。基本方針を高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域全体で高齢者の生活を支え合う仕組みの充実を図りますとし、指標を地域包括支援センターの認知度と設定し、現行40%の認知度を56%に向上させることを目指してまいります。

主な取組として、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護や介護予防、医療、生活支援などが一体的に提供される高齢者への包括的な支援を推進すること、地域包括ケアの推進役である地域包括支援センターの機能強化を図ること、高齢者が住み慣れた地域で安心して介護と医療の提供を受け

ることができるようにするため、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することなどを進めてまいります。

29ページ、②介護予防の推進です。基本方針を高齢者が自立した生活を維持できるよう、介護予防や要介護の重度化予防を推進しますとし、指標を第1号被保険者に対する要介護（支援）認定者の割合に設定し、現行15%の認定者割合を18%以下とすることを目指してまいります。

主な取組として、高齢者が介護や支援を必要とする状態になることを予防し、介護や支援を必要とする状態であっても重度化しないようにするため介護予防を推進すること、介護や支援を必要とする状態になるおそれがある高齢者の把握に努め、適切なケアマネジメントにより効果的な介護予防を実施することなどを進めてまいります。

③生きがいきつくりと社会参加の促進です。基本方針を高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めますとし、指標をゆめクラブの加入率と設定し、現行22.5%の加入率を捉え、計画期間内においても20%以上を維持することを目指してまいります。また、開成町シルバー人材センターの国庫補助基準ランクにつきましても、現行のBランクを捉えてBランクを維持することを目指してまいります。

主な取組として、高齢者が可能な限り長く自立して暮らし、年齢を問わず、その経験や知識、技能を生かして積極的に社会参加することができる仕組みを構築すること、高齢者の生きがいきつくりや健康づくり、世代間、地域間の交流など、多種多様な事業を展開する老人クラブの活動を支援することなどを進めてまいります。

30ページ、④介護保険事業の円滑な運営です。基本方針を介護サービスを計画的に提供するとともに介護サービスの質の向上に取り組みますとして、指標を年間の実地指導事業所数と設定し、現行2事業所から4事業所への拡大を目指してまいります。

主な取組として、高齢者が要支援、要介護状態になっても自立した生活を送ることができるように、介護サービスの供給量の確保と質の向上を図るとともに、介護の情報提供と相談体制の充実に努めることなどを進めてまいります。

続いて、31ページ、障がい者福祉の充実です。

現況であります。開成町では、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年度に第2期障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画を策定し、障がい者が住み慣れた地域で、より豊かな生活が送れる社会の実現に向けた取り組みを進めていること、また、本町の障がい者数は身体、知的、精神のいずれの障がいの種別におきましても増加傾向にあることなどを述べてございます。

課題といたしまして、障がい者が住み慣れた地域で自立し自分らしい生活を送ることができるよう、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することが求められているとともに、障がい者が日常生活や

社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められており、障がい福祉サービスの質の向上を図るとともに、障がい者のニーズの多様化に対応した相談機能の充実を図る必要があることなどを考えてございます。

計画①障がい福祉サービスの充実です。基本方針を障がい者が住み慣れた地域で自立し自分らしい生活を送ることができるようにするため、障がい福祉サービスの充実を図りますとし、指標を医療的ケア児の通学支援事業の利用者数と設定し、新たな取り組みによる障がい福祉サービスの充実を目指してまいります。

主な取組として、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域生活支援事業の充実を図ること、障がい者のニーズに対応した質の高い障がい福祉サービスを提供することなどを進めてまいります。

32ページ、上から10、11行目の「障がい児の」から「充実を図ります」のところの記載につきましては、31ページと重複をしているため削除をお願いできればと思います。

32ページ、②障がい者支援体制の充実です。基本方針を障がい者が住み慣れた地域で自立し自分らしい生活を送ることができるようにするため、障がい者支援体制の充実を図りますとし、指標を手話通訳者の設置及び施設入所者から地域生活への移行者数と設定し、新たな障がい者支援体制の充実を図ることから、さらなる障がい者の自立促進を図ってまいります。

主な取組として、保健、医療、福祉などの関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備すること、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため地域生活支援拠点を整備、地域での障がい者支援体制の充実を図り、福祉施設入所者の地域生活への移行を促進することなどを進めてまいります。

続いて、33ページ、③相談機能や情報提供の充実です。基本方針を地域における障がい者の相談支援体制の充実を図りますとし、指標を基幹相談支援センターの設置として、計画期間内における相談支援体制の充実を図ってまいります。

主な取組として、足柄上地区1市5町の広域連携により、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターの共同設置に向けた取り組みを進めることなどを進めてまいります。

④就労と社会参加の促進です。基本方針を障がい者の就労と社会参加を促進するための環境を整えますとし、指標を就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数と設定し、就労と社会参画の促進を図ってまいります。

主な取組として、障がい者就労施設で就労する障がい者の自立を促進するため、障がい者就労施設からの優先調達を推進することや、障がい者の就労を支援するため引き続き県西地域2市8町で障がい者就労生活支援センターを共同設置し、機能の充実に努めることなどを進めてまいります。

○議長（茅沼隆文）

それでは、ここで説明の途中ですが暫時休憩といたします。再開を１０時２５分といたします。

午前１０時１０分

○議長（茅沼隆文）

それでは、再開いたします。

午前１０時２５分

○議長（茅沼隆文）

引き続き、議案第２号 第五次開成町総合計画後期基本計画についての細部説明を続けます。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

改めまして、３５ページ、第４章、安全で安心して暮らせるまちとなります。

３６ページ、災害に強いまちづくりの推進です。

現況であります。近年、台風やゲリラ豪雨による水害が多発しているほか、東海地震、神奈川県西部地震、富士山噴火の発生の切迫性が指摘されており、これらの災害によって大規模な被害を受けることが予測されております。本町では、大規模災害の発生に備え、民間企業や各種団体などと災害時の応援協定を締結していることや、町民に対して災害情報を迅速に伝達できるようにするため、災害時の情報伝達手段の多重化・多様化を図っていることなどを述べております。

課題といたしまして、地震や水害、火山噴火などの自然災害に対応するため、実践的な防災訓練の実施や防災資機材の充実を図ることや広域連携による防災体制の構築を進めること、町民一人一人の防災意識の向上を図る必要があることなどを考えております。

計画①災害対策の充実です。基本方針を地震や水害、火山噴火などの自然災害に対応できるよう災害対策の充実を図りますとし、指標を災害に強いまちづくりに関する町民満足度と設定し、現行３．２ポイントから計画期間内において３．３ポイントに引き上げることを目指してまいります。

主な取組として、国の防災計画や県の地域防災計画の修正、被害想定の変更に对应するため開成町地域防災計画の見直しを行うこと、水害への対応力の強化を図るため浸水一時避難所の確保や防災行動計画の策定に取り組むこと、災害時に情報伝達手段を確保するため、既存の防災行政無線（アナログ方式）にかわる防災行政無線（新方式）の整備を進めるとともに、多様な広報手段の確保に努めることなどを進めてまいります。

３７ページ、②地域防災力の強化です。基本方針を地域、学校、事業者などと連携し地域の防災力を強化しますとし、指標を地域防災リーダーが２名以上配置された自治会数と設定し、現行７自治会の状況を全自治会に拡大することを目指してまいります。

主な取組として、自治会、事業所、学校などと連携し実践的な防災訓練を実施す

ることや地域の防災活動の中核を担う地域防災リーダーを育成すること、町民の防災意識の向上を目的とした防災講座を実施することなどを進めてまいります。

③減災の推進です。基本方針を災害時の被害の軽減を図りますとし、指標を住宅の耐震化率と設定し、現行80%の耐震化率について94%に引き上げること、また、自治会との共同事業として実施している感震ブレーカー設置個数についても、現行設置数一千338個から4千個に拡大し減災対策の強化を目指してまいります。

主な取組として、建築物の損壊による被害を防止するため、木造住宅の耐震診断費用や耐震補強工事費用への助成を行うなどの建築物の耐震化を促進すること、地震後の通電火災の発生を防止するため感震ブレーカーの設置推進などを進めてまいります。

38ページ、④危機管理体制の強化です。基本方針を自然災害や危機事象に迅速かつ計画的な対応ができる体制を整えますとし、主な取組といたしまして、地震や水害、火山噴火などの災害発生時に迅速かつ計画的な対応ができるようにするため、行政組織・機構の見直しを進めることなどを進めてまいります。

続きまして、39ページ、消防・救急体制の充実です。

現況であります。開成町では、災害への対応力の強化や効率的な消防組織の構築を目的に小田原市に消防事務を委託していることや、消防団、自治会、事業所などの関係機関が連携し消防団員の確保を強力に推進していくため、平成29年、開成町消防組織強化推進連絡協議会を設立するなどを述べております。

課題といたしまして、災害の複雑化、多様化、救急需要の大幅な増加に対応するため、消防事務の委託先である小田原市や近隣市町との連携を強化する必要があることや、地域の安全・安心を確保するため、消防団の組織体制の強化や消防団の活動用資器材の充実が求められている一方で、消防団員の確保が難しくなっていることから開成町消防組織強化推進連絡協議会を中心に団員募集活動を行うとともに、事業所の消防団活動への協力、理解を求める必要があることなどを考えております。

計画①消防・救急体制の充実です。基本方針を町民の生命、身体、財産を守るため、消防広域体制を強化し消防救助体制の充実を図りますとし、指標を救急基礎講習の受講者数と設定し、現行受講者数682人を720人まで拡大することを目指してまいります。

主な取組として、消防業務の委託先である小田原市や近隣市町との連携により消防体制、救急体制の強化を図ることや、救命率の向上を図るため、学校や企業、自治会などと連携し救急基礎講習や普通救命講習などを実施してまいります。

40ページ、②消防力の充実です。基本方針を地域の安全・安心を確保するため消防団の充実・強化を図りますとし、指標を消防団員の充足率と設定し、現行86.1%から100%を目指してまいります。

主な取組として、開成町消防組織強化推進連絡協議会を中心に、消防団のPR活動や消防団協力事業所制度の推進を図るなど消防団員の確保に取り組むことや、消防団の災害対応力を強化するとともに消防団員の安全確保を図るため消防団装備を

計画的に更新すること、みなみ地区の人口増加、住宅戸数の増加などを踏まえ、消防団組織の再編への取り組みなどを進めてまいります。

③消防施設の整備です。基本方針を消防施設を計画的に整備しますとし、主な取組では、老朽化した消防車両や消防ポンプを計画的に更新することや、迅速な初期消火を行うことができるよう計画的にホース格納箱の設置、更新を行うことなどを進めてまいります。

続きまして、41ページ、防犯・交通安全体制の充実です。

現況でございます。平成19年にかいせい防犯まちづくり推進協議会を立ち上げ、地域の団体や警察などの関係機関と協働して犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるとともに、平成17年に開成町学校・地域安全推進委員会を立ち上げ、警察、地域団体、学校、行政が連携して幼児、児童・生徒の防犯、交通安全対策を進めていることや、自治会を中心に子どもの見守り活動や防犯パトロールに取り組んでおり、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進める上で地域やボランティアによる自主防犯活動の重要性が増している状況などを述べてございます。

課題といたしまして、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域、警察、行政などが連携を強化して地域における防犯活動を積極的に進める必要があることや、駅周辺地域の人口増加や住宅戸数の増加、開成駅への急行の停車による乗降者数の増加などが見込まれることから、安全・安心な環境づくりを進めるため開成駅前への交番の早期設置が求められていることなどを考えております。

計画①地域防犯力の向上です。基本方針を地域、警察などと連携し地域の防犯力の向上を図りますとし、指標を振り込め詐欺の被害件数と設定し、2017年度における2件の発生事案に対し様々な防犯対策を講じることから被害の撲滅を目指してまいります。

主な取組として、犯罪のない安全で安心な町にするため、かいせい防犯まちづくり推進協議会を核に地域との協働により町民総ぐるみの防犯活動を展開することや、開成駅周辺の治安の維持、事故防止のため開成駅前への交番の誘致活動を展開すること、犯罪の抑止効果を高めるため防犯カメラを設置することなどを進めてまいります。

43ページ、②交通安全対策の充実です。基本方針を交通安全意識の高揚を図り交通事故の発生を抑止しますとし、指標を交通事故の発生件数と設定し、現行の発生49件に対して45件に抑制していくことを目指してまいります。

主な取組として、交通事故のない安全で安心な町にするため、開成町交通安全対策協議会を核に総合的な交通安全対策を展開することや、交通事故の発生を抑止するためカーブミラーなどの交通安全施設の適正な整備、維持管理を行うとともに、神奈川県に対して信号機の設置や路面標示の修繕についての要望活動を展開することなどを進めてまいります。

続きまして、消費者の保護です。

現況でございます。インターネットが消費者の生活に一層浸透し、特にスマート

フォンの普及による高齢者を含めた幅広い年齢層でＳＮＳを通じたコミュニケーション、インターネット通販の利用等が普及したことにより、これらに関連する消費生活トラブルが増加しております。南足柄市消費生活センターで足柄上地区１市５町の住民の消費生活相談に対応していること、本町では消費者グループ「開成町消費者の会」の取り組みなどを述べております。

課題といたしまして、消費生活トラブルを未然に防止するため、消費生活に関する情報を消費者に的確に提供するなど消費者啓発に努める必要があることなどを考えております。

計画①消費者保護対策の充実です。基本方針を消費者トラブルの未然防止と迅速な解決を図りますとし、指標を消費者啓発の実施回数として、現行１０回から３０回に拡大することを目指してまいります。

主な取組として、近隣市町と連携し消費生活相談の機能強化を図ることなどを進めてまいります。

続きまして、４５ページ、第５章、自然が豊かで環境に配慮するまちでございます。第５章の自然が豊かで環境に配慮するまちにつきましては、前期基本計画で掲げました地球温暖化対策の推進、新エネルギーの利活用の推進、自転車のまちづくりの推進、この三つの施策を、後期基本計画におきましては、その目的が同一であることから低炭素社会の構築として統合してございます。

４６ページ、低炭素社会の構築です。

現況であります。エネルギーの生成における化石燃料の大量消費により温室効果ガスが増加し地球温暖化が進んでいることや、東日本大震災を契機に集中型エネルギーシステムの脆弱性が顕在化していることから、本町では、町域が平坦であるという特性を生かし、地球環境への負荷を低減するため、日常的な交通手段として地球環境に優しい自転車の利用を促進するとともに、全国初のＺＥＢ庁舎の整備や県内初のらせん型水車による小水力発電設備の設置など、地域の特性を生かした省エネルギーや創エネルギーの取り組みを進めております。

課題といたしまして、温室効果ガスの排出を抑制するため、行政が率先して省エネルギーや創エネルギーの取り組みを進めるとともに、町民、企業、行政が一体となった地球温暖化対策が求められていることや、温室効果ガスの排出抑制とエネルギー供給のリスク分散を図るため、地域資源を活用した再生可能エネルギーの利活用を推進することなどを考えております。

計画①地球温暖化対策の推進です。基本方針を地球温暖化に向けた温室効果ガスの排出抑制に取り組みますとし、指標を公共施設の温室効果ガス排出量と設定し、現行１１１万２千８２４キログラムＣＯ₂から１０９万２千７５０キログラムＣＯ₂まで削減することを目指してまいります。

主な取組として、町民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むため、地球温暖化対策のための国民運動「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」の取り組みを推進することや、公共施設における省エネルギーに取り組むことなどを進めてまい

ります。

47 ページ、②エネルギーの地産地消の推進です。基本方針を地域資源を活用した再生可能エネルギーの利活用を進めますとし、指標をゼロエネルギーハウス等導入補助金の活用件数とし、再生可能エネルギーの利活用を進めていくことで現行2件の活用件数を27件まで拡大することを目指してまいります。

主な取組として、高効率な省エネルギー設備や太陽光発電設備を備えたZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）、庁舎の整備を進めることや、一般家庭のエネルギー消費の低減を進めるためZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進に取り組むこと、ZEB庁舎やあじさい公園発電所などを活用し、町民に対する省エネルギー意識や創エネルギー意識の普及啓発に努めることなどを進めてまいります。

③自転車のまちづくりの推進です。基本方針を自転車を利用した地球環境に優しいライフスタイルを推進しますとし、主な取組といたしましては、町民や町内事業所の自転車通勤の拡大を図るため、自家用車から自転車への利用転換に取り組むことや、観光との連携やサイクルスポーツの振興を図るとともに、自転車の町のPRにつながるイベントの開催などを進めてまいります。

続きまして、48 ページ、自然共生社会の実現です。

現況であります。町内には要定川と仙了川などの河川や編目のように張りめぐらされた水路があり、町の総面積の約3割を農地が占め、特に農業振興地域に指定されている北部地域の農地はまとまった緑地としての役割を果たしております。きれいな水の特徴であるホタルが飛び交う風景を維持するため、自然豊かな水辺環境を維持することなどを述べております。

課題といたしましては、町民生活に潤いや安らぎを与えてくれる水辺や緑地の保全や再生に取り組むことや、様々な生き物を守り育てるため生き物の生育環境を保全するとともに、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種への対策を講じる必要があることなどを考えております。

計画①自然環境の保全と再生です。基本方針を自然と共生し自然と融合したまちづくりを進めますとし、指標をホタルの生息地数と設定し、現在の生息地6カ所を8カ所へと拡大することを目指してまいります。

主な取組として、ホタルが飛び交う風景を維持するためホタルの生息が可能な水辺環境を維持することや、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種への対策を講じるなど生物多様性の保全に取り組むことなどを進めてまいります。

49 ページ、②環境学習の推進です。基本方針を環境に対する正しい知識や情報の普及を図り、町民一人一人の環境に配慮した行動を促進しますとし、指標を環境に関する学習機会の提供回数として、現行の2回から5回に提供回数を増やしてまいります。

主な取組として、町民が環境に対する正しい知識を身につけることができるよう、環境に関する情報の積極的な発信をすることなどを進めてまいります。

続きまして、50ページ、良好な生活環境の保全と形成です。

現況につきましては、本町では、平成21年に開成町きれいなまちをつくる条例を制定し、清潔で美しいまちづくりの実現に向けた取り組みを進めていることや、環境美化への関心と理解を深めるとともに、環境美化活動を行う意欲を高めるためかいせいクリーンデーを実施し、参加者数は増加傾向にあることなどを述べております。

課題といたしまして、良好な生活環境を保全、形成するため、町民、自治会、企業などの様々な主体と協働して環境美化活動を進める必要があることや、ペットの飼い主のマナーに関する相談が多く寄せられており、ペットの飼い主のマナー向上に取り組む必要があることなどを考えております。また、足柄上地区1市5町のし尿処理を行っている足柄衛生センターの老朽化が進んでいるため、公共下水道の整備によるし尿搬入量の減少などを見据えて、し尿処理のあり方についての検討の必要性についても考えております。

計画①協働による環境美化活動の推進です。基本方針を町民、自治会、企業などと連携し地域の環境美化活動を進めますとし、指標をかいせいクリーンデーの参加人数と設定し、現行の参加者数9千782人の実績に対して、環境美化への意識醸成を図ることにより1万500人に増やすことを目指してまいります。

主な取組として、環境美化活動への関心と理解を深めるとともに、身近な環境美化活動を行う意欲を高めるため、かいせいクリーンデーへの参加促進を図るとともに、町内企業と地域の連携を進めていくことや開成町きれいなまちをつくる条例を適切に運用し、町民や事業所の環境美化への理解と行動を促進することなどを進めてまいります。

51ページ、②快適な生活環境の確保です。基本方針を町民の快適な生活環境を確保するため衛生的な環境の保持に努めますとし、指標を公害発生件数と設定しまして、これまで公害の発生のなかった状況を引き続き維持してまいります。

主な取組として、町内における騒音、水質汚濁、悪臭などの公害の発生防止に向け、神奈川県との連携による適正な指導や啓発活動を行うことや、犬などのペットのふんの不始末や鳴き声などによるトラブル防止のため飼い主のマナーの向上に取り組むこと、足柄衛生センターの老朽化が進んでいることから、足柄上衛生組合の構成市町において、し尿処理のあり方について検討を進めることなどを実施してまいります。

続きまして、52ページ、資源循環型社会の形成です。

現況であります。本町では、ごみの分別意識の高揚などによって、家庭系ごみの町民1人あたりの排出量を6年間で約6%削減しております。家庭から排出される燃えるごみの減量化を図るため家庭への生ごみ処理機の設置を促進するなど、生ごみの減量化・資源化の取り組みを進めていることや、資源循環型社会の形成を図るため、平成16年に開成町グリーンリサイクルセンターを設置し剪定枝の堆肥化に取り組んでいることなどを述べております。

課題といたしまして、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めるため、ごみと資源の分別を徹底するなど一層のごみの減量化・資源化が求められていることや、ごみの減量化・資源化を一層進めるため4 R運動を推進するとともに、ごみの出し方や分別ルールの徹底を図ることが必要であることなどを考えております。

計画①ごみの減量化・資源化の推進です。基本方針をごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）によるごみの減量化・資源化を推進しますとし、指標を町民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量と設定し、現行690グラムの排出量を644グラム以下に抑制することを目指してまいります。また、資源化率についても、現況の32%から40%以上に拡大することを目指してまいります。

主な取組として、ごみの焼却施設や最終処分場を町内に有していないことから、環境への負荷を低減するため町民のごみ問題への関心を高めるとともに、4 R運動によるごみの減量化・資源化を推進することや、資源化率の向上を図るため分別ルールの周知徹底に努めることなどを進めてまいります。

53ページ、②ごみ適正処理の推進です。基本方針をごみの適正な収集・処理を進めますとし、主な取組として、ごみ処理体制の合理化・効率化を図るためのごみ処理の広域化について、足柄上地区資源循環型処理施設整備調整会議において協議を進めることや、町民の利便性の向上を図るため、ごみ収集曜日の固定化に取り組むことなどを進めてまいります。

続きまして、55ページ、第6章、都市の機能と景観が調和するまちです。

56ページ、計画的な土地利用の推進です。

現況であります。本町は、全域が都市計画区域に指定されており、町域を北部地域、中部地域、南部地域の三つに区分し計画的な土地利用を進めていることや、平成27年に開成町都市計画マスタープランを改定し、将来都市像に向けて、この計画に沿った規制や誘導によって計画的な土地利用を進めていることなどを述べております。

課題といたしまして、北部地域は、良好な自然環境や農業環境との調和を図り、地域の特性を踏まえた土地利用を推進すること、中部地域は、都市基盤施設の充実と無秩序な開発の防止に努め、良好な市街地の形成を促進すること、南部地域は、良好な住宅地、商業拠点や産業拠点などの都市機能の集積を図るなど計画的な市街地の形成を推進することの必要があるとしてございます。

計画①計画的な土地利用の推進です。基本方針を都市の健全な発展と秩序ある整備に向けた土地利用の誘導、規制を行い計画的な土地利用を進めますとし、主な取組として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、長期的視点に立った都市計画に基づく計画的な土地利用を推進することや、計画的な土地利用を進めるため開成町都市計画マスタープランに沿った土地利用の規制や誘導を行うことなどを進めてまいります。

５７ページ、②市街化区域の土地利用です。基本方針を良好な住宅地の形成を図るとともに、商業拠点や産業拠点などの都市機能の集積を進めますとし、主な取組として、都市計画道路駅前通り線の整備、周辺地区の都市基盤整備を図るため駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を推進することや、現行の市街地においては都市基盤施設の充実を図り市街地の成熟化を促進することなどを進めてまいります。

③市街化調整区域の土地利用です。基本方針を自然環境や景観、優良農地の保全を図るとともに、将来的な活用を見据えた土地利用を進めますとし、主な取組として、自然環境や景観の保全を図り、ふるさと感じさせる広域ふれあい拠点としての土地利用を進めることや、南足柄市との連携による足柄産業集積ビレッジ構想を推進することなどを進めてまいります。

続きまして、５８ページ、安全・安心な道路の整備です。

現況につきましては、神奈川県や近隣市町と連携し、都市計画道路和田河原開成大井線などの地域間の交流を支える広域的な道路網の整備を推進していることや、町内には狭隘道路が多くあり歩行者の通行や消防車、救急車などの緊急車両の通行に支障を来していること、また、全国的に橋りょうなどの道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、５年に一度の定期点検が義務化されたことなどを述べてございます。

課題として、地域間や地域内の移動の利便性の向上と交通の円滑化を図るため、都市計画道路を主とした幹線道路の整備を進めることや、老朽化が進む道路や橋りょうの計画的な修繕、狭隘道路の拡幅など、町民に身近な生活道路の計画的な整備や維持管理にさらに取り組む必要があること、子どもや高齢者、障がい者などが安心して通行できるよう歩道のバリアフリー化など安全性に配慮した道路の整備が求められていることなどを上げております。

計画①幹線道路の整備です。基本方針を都市の骨格を形成する都市計画道路などの整備を進めますとし、主な取組として、小田急線開成駅へのアクセスの向上と魅力ある施設の集約を図るため、都市計画道路駅前通り線、都市計画道路中家下島線の整備を進めることや、神奈川県などの関係機関と調整を図り県道７２０号怒田開成小田原の未整備区間の歩道整備や、都市計画道路山北開成小田原線の北部地域における未整備区間の早期整備を推進してまいります。

②身近な生活道路の整備です。基本方針を計画的に町民に身近な生活道路の整備や維持管理を進めますとし、指標を道路改良予定箇所を整備率と設定して、現行２０％の整備率を３９％まで進捗させることを目指してまいります。

主な取組として、安全で快適な道路環境を維持するため、計画的に道路舗装の打ち替えや道路構造物の修繕を実施することや、幹線道路を補完する町道のネットワーク化を図るため計画的な町道整備を進めること、橋りょうの長寿命化を図るため定期点検の結果を踏まえた予防保全型の維持管理を行うことなどを進めてまいります。

５９ページ、③人にやさしい道づくりの推進です。基本方針を誰もが安心して通

行できる道路環境の整備を進めますとし、指標として道路緑地ボランティア登録数と設定し、計画期間内におきまして現行の4団体から8団体への拡大を目指してまいります。

主な取組として、子どもや高齢者、障がい者などが安心して通行できるよう、歩道の段差解消などバリアフリーの手法を取り入れた道路の整備を推進することや、子どもの安全を確保するため通学路の路側帯のカラー舗装の取り組みを推進すること、環境美化意識の高揚を図るため公園・道路緑地ボランティア制度の推進などを進めてまいります。

続きまして、60ページ、安全・安心な河川・水路の整備です。

現況であります。台風やゲリラ豪雨などによって水路の水があふれたことにより浸水被害が発生しており、町内の水路が果たす役割は、都市化の進展や下水道の整備によって農業用水路としての役割から雨水を流す排水路としての役割へと変化しております。都市化の進展により農地の宅地化が進み、雨水の貯水や浸透機能が低下するとともに、水路施設の老朽化が進み修繕が必要な箇所は年々増加傾向にあることなどを述べております。

課題といたしまして、町内の河川や水路では局地的な大雨や氾濫などの危険性があることから、浸水被害を防止するため計画的に改修を行う必要があります、河川や水路の氾濫を防止するため、堆積した土砂や草木の除去、水門の分水堰の適切な管理などにおいて、地域の実情を熟知する町民との協働によるきめ細かな対応が求められていることや、神奈川県が管理する2級河川の適切な維持管理や必要な改修について県との連携を強化する必要があることなどを上げております。

計画①河川・水路の整備です。基本方針を治水対策や自然環境の保全、活用に配慮した総合的な河川・水路の整備を進めますとし、指標を幹線水路の整備率として、現行28%の整備率を38%まで進捗させることを目指してまいります。

主な取組として、浸水被害を防止するため公共下水道計画に基づく水路整備を進めるとともに、浸水被害を防止するため、酒匂川、要定川、仙了川について、河川管理者である神奈川県に対して適切な維持管理や必要な改修を要望することや、河川や水路の氾濫を防止するため町民との協働による河川や水路の適切な維持管理などを進めてまいります。

続きまして、61ページ、公園・緑地の整備・保全です。

現況であります。都市化の進展により農地の宅地化が進むなど身近な緑が減少しており、本町では、これまでに13カ所の都市公園や10カ所の農村公園を整備するなど、町民の憩いの場として公園の整備を進めていることや、公園・道路緑地ボランティア制度やあじさいの里親制度など、公園や緑地の維持管理について地域住民との協働の取り組みを進めていることなどを述べております。

課題として、公園は子どもの遊び場としての機能のほか、地域住民の交流拠点や災害時の避難場所としての機能を有していることから、地域のニーズや特性を生かした公園の整備を進める必要があることや、緑地は町民生活に潤いや安らぎを与え

てくれることから、北部地域の農地の保全を図るとともに、公共施設における緑化をはじめ町内全域で開発と調和した道路や公園での緑化に努める必要があること、あじさいの里のあじさいの老木化が進んでいることから、計画的に植えかえを進める必要があることなどを上げてございます。

計画①公園・緑地の整備です。基本方針を町民生活に潤いや安らぎを与える公園や緑地の計画的な整備を進めますとし、指標を公園緑地ボランティア登録数として、計画期間内において現行の10団体から14団体への拡大を目指してまいります。

主な取組として、快適な公園環境を維持するため、除草作業の適切な実施、植栽の適切な管理、公園施設の計画的な改修・更新などに取り組むことや、町民との協働による公園、緑地の維持管理を通じて環境美化意識の高揚を図るため公園・道路緑地ボランティア制度を推進することなどを進めてまいります。

62ページ、②町の花あじさいの維持管理です。基本方針をあじさいの里の景観を保つため、あじさいの適切な維持管理を行いますとし、指標を開成ブルー育て隊制度登録数と設定し、登録数20団体を目指してまいります。

主な取組として、町の魅力を高めるため、観光資源である開成あじさいの里及び岡野あじさいの里のあじさいの適切な維持管理に努めることや、町民や団体、企業などとの協働によるあじさいの維持管理を推進してまいります。

続きまして、63ページ、上水道の整備です。現況であります。本町の上水道は、町内6カ所の水源地で地下水を取水し浄水場で滅菌処理を行って町内全域に供給しており、水道普及率は平成29年度末現在で99.9%に達し、ほぼ全ての町民に対して水道水を供給できる環境が整備されておりますが、町民の節水意識の向上に加え、社会情勢の変化などにより町民1人あたりの使用水量は減少傾向にあることや、水道水を安定的に供給するため、浄水場や水道管の耐震化、老朽化した水道施設の計画的な更新に努めていることなどを述べております。

課題として、安全でおいしい水に対する町民のニーズが高まっていることから、町民の水道水に対する信頼を確保するため適正な水質管理が求められていることや、水道水を安定的に供給するため、耐用年数を迎える水道施設や水道管を計画的に更新する必要があること、また、水道料金収入の減少や水道施設の維持管理費用の増加に対応するため、経営効率の向上を図る必要があることを上げております。

計画①安全でおいしい水の安定供給です。基本方針を町民に信頼される安全でおいしい水を供給しますとし、指標に水質基準適合率を設定し、期間内におきましても引き続き適合率100%を維持してまいります。

主な取組として、町民が安心して水道水を利用できるよう水質検査計画に基づく適正な水質管理を行うとともに水質情報の公開に努めることや、水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、水道事業の運営に関する方向性や施策推進の基本的な考えを示した水道ビジョンを策定することなどを進めてまいります。

64ページ、②水道施設の維持管理です。基本方針を水道水を安定的に供給するため水道施設を計画的に更新しますとし、指標に給水する水量と料金として収入の

あった水量との比率である有収率を設定して、現行 94%から 95%以上を目指してまいります。

主な取組として、浄水場の耐震補強工事を実施するとともに、耐用年数を迎える施設の計画的な更新工事を実施することや、重要度の高い管路の耐震化などを進めることなどを実施してまいります。

③経営効率の向上です。基本方針を持続可能な経営を目指して事業の効率化と経営の健全化を図りますとし、指標に収益性を見るための指標の一つであり経営費用が経営収益によってどの程度賄われているかを示す営業収支比率を設定し、現行 107.4%から 135%以上への向上を目指してまいります。

主な取組として、将来にわたり水道事業の健全な経営を維持するため、水道料金の収納率の向上や定期的な水道料金の見直し、さらなる経費節減に取り組むことや、水道事業の合理化を図るため業務の外部委託や水道事業の広域化などについて研究を進めてまいります。

続きまして、65 ページ、下水道の整備です。

現況であります。開成町の下水道事業は、昭和 56 年度に事業着手し、平成元年度に供用を開始し、面積整備率は平成 29 年度末現在で 82.4%となっております。本町の下水道は、快適な生活環境を確保するため汚水処理施設アクションプランに基づき計画的に公共下水道の整備を進めていることや、下水道の施設整備の進捗、普及率の向上に伴い公共下水道の維持管理費用が増加しており、下水道事業の持続的で安定的な事業経営のため、平成 31 年度から地方公営企業法を適用し企業会計に移行することなどを述べております。

課題として、快適な生活環境を確保するため引き続き計画的に公共下水道の整備を進める必要があることや、下水道管の老朽化に対応するため、下水道施設のライフサイクルコストの最小化や予防保全型管理の導入による安全の確保など、計画的・効率的な維持・改築を推進する必要があること、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供するため、下水道事業の経営効率の向上を図る必要があることなどを上げております。

計画①計画的な下水道の整備です。基本方針を快適な生活環境を確保するため計画的に下水道の整備を進めますとし、指標に面積整備率を設定し、現行 65%から 75%までの進捗を目指してまいります。

主な取組として、汚水処理施設アクションプランに基づき計画的に公共下水道の整備を進めてまいります。

②下水道施設の維持管理です。基本方針を老朽化が進む下水道管を計画的に更新しますとし、指標に管路調査の実施延長を設定し、計画期間において 6 年間の累計を 1 万 2 千メートルとすることを目指してまいります。

66 ページ、主な取組として、下水道施設の老朽化による事故を未然に防止するため、施設の更新や長寿命化に取り組むことや、下水道管の状態を把握するため、布設後 20 年を経過した管路調査の実施などを進めてまいります。

③経営効率の向上です。基本方針を持続可能な経営を目指して事業の効率化と経営の健全化を図りますとし、指標に下水道接続率を設定し、現行の接続率96.3%を98%以上まで拡大することを目指してまいります。

主な取組として、将来にわたり下水道事業の健全な経営を維持するため、下水道使用料の収納率の向上や定期的な下水道使用料の見直し、さらなる経費節減に取り組むことや、未接続世帯や未接続事業所に対して下水道への早期接続を促すことにより下水道施接続率の向上を図ることなどを進めてまいります。

続きまして、67ページ、住環境の整備・保全です。

現況であります。本町は豊かな自然に恵まれていることから、自然環境と調和した住宅地の形成に努めるとともに、土地区画整理事業が施行された区域では地区計画制度を導入し、良好な住環境の整備に努めております。平成27年には南部地区土地区画整理事業が完了し、水と緑の潤いある美しい町並みが形成されたみなみ地区が誕生したことや、町営住宅の計画的かつ効率的な管理を行うため町営住宅の整理統合に着手し、平成30年度には老朽化が進んでいた町営住宅四ツ角団地を廃止したことなどを述べております。

課題として、快適で住みよい居住環境の整備を図るため、地域の特性に配慮した良好な住環境の整備や保全が求められていることや、小田急線開成駅が急行停車駅になることから、地域の拠点駅にふさわしい駅周辺の良好な市街地整備を進める必要があること、町営住宅はいずれも老朽化が進んでいることから、計画的かつ効率的な維持管理が求められていることなどを上げております。

計画①良好な住環境の形成です。基本方針を適切な規制・誘導により、豊かな自然環境と調和し都市機能の充実した利便性の高い良好な住環境の形成を進めますとし、主な取組として、地域住民の合意と協力を得ながら地区計画制度や建築協定制などを活用し、住みたいと思える自然環境と利便性の高い住環境の整備を進めることや、良好な住環境を形成するため、開成町開発行為指導要綱に基づき無秩序な開発の防止に努めることなどを進めてまいります。

②開成駅周辺の住環境の整備です。基本方針を開成駅周辺の良好な市街地整備を進めますとし、主な取組として、都市計画道路駅前通り線の整備、周辺地区の都市基盤整備を図るため駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を推進することや、開成駅の乗降客数の動向を踏まえ駅ロータリーの機能向上に取り組むこと、開成駅周辺の治安の維持、事故防止のために開成駅前の交番の誘致活動の展開などを進めてまいります。

68ページ、③公共住宅の供給です。基本方針を町営住宅の維持管理を適切に行いますとし、主な取組として、入居者が安全で安心して生活することができるよう町営住宅の適切な維持管理に努めてまいります。

続きまして、69ページ、公共交通の充実です。

現況であります。小田急電鉄では、平成31年3月のダイヤ改正に向けて、10両編成の急行停車に対応するための開成駅のホーム延長工事を行っていることや、

開成駅に乗り入れる路線バスは箱根登山バスのみとなっている現況などを述べております。

課題といたしましては、急行停車駅となることで開成駅の利便性が向上することから、駅機能や駅周辺の都市機能の充実を図る必要があることや、都市計画道路和田河原開成大井線の足柄紫水大橋西側から国道255号線までの区間の事業化が図られたため、開成駅を拠点に東西を結ぶ広域的なバス路線の整備について、近隣市町と連携して実現に向けた取り組みを進める必要があることなどを考えております。

計画①公共交通の充実です。基本方針を公共交通の利便性の向上を図りますとし、指標に近隣市町と連携した開成駅を拠点とする広域的なバス交通の路線数を設定し、新たな路線構築を目指してまいります。

主な取組として、誰もが移動しやすい公共交通体系を構築するためバス路線の維持・確保を図ることや、近隣市町との連携により広域的なバス路線の整備に取り組むこと、開成駅を拠点とする新たなバス路線の整備についてバス事業者に働きかけるとともに、駅の利便性向上を図るため利用実態を踏まえた運行形態の改善や駅施設の改修などについて鉄道事業者に働きかけを進めてまいります。

続きまして、71ページ、第7章、個性豊かな産業と文化を育成するまちでございいます。

72ページ、商工業の振興でございいます。

現況であります。開成町の商業は、県道御殿場大井線沿いに多くの商業施設が立地しているほか、開成駅周辺やみなみ地区への商業施設の進出が期待されています。一方で、大型店への消費者のシフトやインターネットを活用したオンラインショッピングの普及、後継者不足などを背景に小規模商店が減少しております。地域経済の活性化などを目的に企業誘致を進めており、平成18年には研究施設、平成29年にはリネンサプライ工場の誘致を実現したことを述べております。

課題といたしまして、超高齢社会を迎え、町民の日常生活に密着し、きめ細かなサービスを提供する小規模店舗の振興を図ることや、特産品の開発や農業観光などの他産業との連携、異業種間の交流の促進によって商工業の振興を図ること、地域経済の根幹である中小企業が経営環境の変化に対応した商品やサービスを提供し続けることができるよう経営基盤の安定化を図るなどの必要があることとともに、雇用の創出、地域経済の成長を図るため、新たな視点を取り入れたビジネスの創業や企業誘致の促進を図る必要があることなどを述べております。

計画①商工業の振興です。基本方針を地域に根差した商工業の振興を図りますとし、指標に開成町ブランドの認定品数を設定し、現行の21品から26品に増やしていくことを目指してまいります。

主な取組として、地域に根差した商工業の振興を図るため、足柄上商工会と連携し経営診断や販路拡大について支援することや、イベントの開催を通じて商業の活性化を図ること、特産品の開発、販路拡大などを進めるため、開成町ブランド認定制度の推進などを進めてまいります。

②中小企業の経営支援です。基本方針を中小企業の経営環境の変化に対応した事業展開を支援しますとし、指標に中小企業小口資金融資制度の年間利用件数を設定し、現行12件から16件に拡大を目指してまいります。

主な取組として、足柄商工会が行う中小企業の経営相談や経営診断の支援をすることや、民間の創業支援事業者との連携による地域における創業促進を図ること、地域金融機関などとの連携による中小企業の円滑な事業承継を支援することなどを進めてまいります。

③企業誘致の促進です。基本方針を企業誘致を促進し新たな雇用の創出や地域経済の活性化を図りますとし、指標として企業立地支援制度の利用件数を設定し、現行利用件数1件を2件とすることを目指してまいります。

主な取組として、みなみ地区の工業専用地域を中心に企業誘致を促進するとともに、南足柄市との連携により足柄地域の経済の活性化を図るため、足柄産業集積ビレッジ構想の推進などを進めてまいります。

74ページ、農業の振興です。

現況であります。開成町の販売農家の経営者の平均年齢は70歳を超えており、農業経営者の高齢化が進んでおります。また、販売農家のうち36%で農業後継者がいない状況となっていることや、経営耕作面積が1ヘクタールに満たない小規模な農業経営体が5割を占めている状況に加え、消費者の食に対する安全意識が高まっており、農業への理解を深めるとともに農業の活性化を図るため、ふれあい農園の設置や米栽培体験学習塾の開催、民間主導の日曜朝市の支援などに取り組んでいることを述べております。

課題として、山間部を持たない本町においては、農業が有する自然環境や美しい景観の保全などの機能が果たす役割が大きいものとなっていることから、優良農地の保全に努める必要があることや、農業所得の向上、後継者不足の解消を図るためには、農産物の高付加価値化や新たな担い手の育成・組織化など農業経営の活性化を図る必要があること、また、地域資源である農業を活用し交流人口の拡大を図るため、観光事業と連携した体験型農業や特産品開発などに取り組む必要があることなどを上げております。

計画①優良農地の保全です。基本方針を農業経営の基盤となる優良農地の保全に努めますとし、指標に再生利用が可能な荒廃農地面積を設定し、現行の0.2ヘクタールから0.2ヘクタール未満へ縮減を目指してまいります。

主な取組として、優良な農地の確保・保全と農業振興を図るための農業振興地域整備計画の推進や、開成町の農業が抱える人と農地の問題を一体的に解決するための人・農地プランを推進することなどを推進してまいります。

75ページ、②農業経営の活性化です。基本方針を高付加価値型の農業を推進し農業経営の活性化を図りますとし、指標に担い手への農地の集積率を設定し、現行の4%から7%に拡大を目指してまいります。

主な取組として、農業の後継者不足を解消するため新たな担い手の育成・組織化

を進めることや、農産物の付加価値を高めるため地場農産物のブランド化を推進すること、農業経営の活性化を図るため、農業者と消費者とのつながりを育む場としてあしがり郷瀬戸屋敷の交流拠点化に取り組むことなどを進めてまいります。

続きまして、76ページ、働きやすい環境づくりです。

現況につきましては、企業と求職者とのニーズが一致しない雇用のミスマッチによる早期離職などの新たな問題の顕在化などに加え、企業の経営の合理化、人口減少に伴う労働市場の人手不足感への対応などにより、非正規労働者の割合が依然として高水準となっていることを述べております。

課題として、誰もが安心して働き続けられる環境をつくるため、関係機関と連携し労働条件に関する法改正などについての啓発に努める必要があることや、勤労者の生活の安定を図るため、勤労者に対する融資制度や福利厚生の実施に努める必要があることを上げております。

計画①勤労者の支援です。基本方針を勤労者が働きやすい環境づくりを進めますとし、指標に中小企業退職金共済制度の年間申請事業者数を設定し、現行10件から20件への拡大を目指してまいります。

主な取組として、労働条件、労使間の権利関係などに関する法改正や制度改正についての啓発に取り組むことなどを進めてまいります。

77ページ、観光の推進です。第7章の観光の推進につきましては、前期基本計画では町の観光施策と広域連携による観光施策の2項目としておりましたが、後期基本計画ではソフト面として地域資源を生かした観光の推進、それとハード面を含む観光・交流拠点づくりの推進の2項目に整理をしたところでございます。

77ページ、観光の推進です。

現況につきましては、あじさいまつりや瀬戸屋敷のひなまつりなど、観光イベントの開催期間には県内外から多くの観光客が訪れておりますが、年間を通じて観光客の誘致を図るため、あしがり郷瀬戸屋敷を核にした魅力ある観光・交流拠点づくりを進めていることや、地域全体の魅力を生かした事業展開、情報発信を図るため、足柄上地区1市5町でのローカルブランディングの取り組みや近隣市町と連携したイベントの開催に取り組んでいることなどを述べてございます。

課題といたしまして、年間を通じた観光客の誘致を図るため、歴史、文化、自然、景観などの地域資源を活用した観光メニューの開発に努めることや、さらなる観光誘客を図り地域経済の活性化につなげていくためには、戦略的な観光情報の発信に取り組む必要があることなどを上げております。

計画①地域資源を生かした観光の推進です。基本方針を年間を通じた観光誘客を図るため地域資源を生かした観光を推進しますとし、指標に北部地域の観光・農業資源を生かした着地型観光参加者数を設定し、現行151人の参加者を250人に増やすことを目指してまいります。

主な取組として、交流人口の拡大を図るとともに開成町のファンづくりを進めるため、戦略的なPR活動や多様な媒体を活用した情報発信を行うことや、地域の観

光振興を戦略的に推進するために、あしがらローカルブランディングや足柄観光協会の取り組みを通じて広域的な観光推進体制の強化を図るとともに、近隣市町との連携による魅力ある広域観光ルートの形成などを進めてまいります。

78ページ、②観光・交流拠点づくりの推進です。基本方針を年間を通じた観光誘客を図るため魅力ある観光・交流拠点づくりを推進しますとし、指標にあしがり郷瀬戸屋敷の来園者数を設定し、現行4万3千201人の来園者数を7万人に増員することを目指してまいります。

主な取組として、観光・交流拠点づくりを進めるため、あしがり郷瀬戸屋敷の拠点施設の整備や駐車場の拡幅整備に取り組むことや、民間事業者や地域住民との協働によるおもてなし体制の構築に取り組むこと、あしがり郷瀬戸屋敷を拠点に歴史、文化、自然、景観などの地域資源を最大限活用した観光事業の推進などを進めてまいります。

続いて、79ページ、文化・芸術の振興です。

現況であります。本町では、書道、詩吟、コーラスなどの26の文化団体が活動しており、かいせい文化祭や瀬戸屋敷風鈴まつりにおいて、その成果を披露しており、自治会においても文化祭が開催されるなど地域での文化活動も活発に行われている状況を述べております。

課題といたしまして、町民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、文化団体の活動支援や活動の成果を発表する場の充実を図ることや、文化・芸術活動の参加者の高齢化や固定化が進んでいることから、文化・芸術活動の裾野を広げていくため、文化団体の後継者の育成や若い世代の参加促進を図る必要があることなどを上げております。

計画①文化・芸術活動の促進です。基本方針を町民の自主的な文化・芸術活動を支援しますとし、指標にかいせい文化祭出演・出展団体数を設定し、現行の63団体を75団体に増やしていくことを目指してまいります。

主な取組として、町文化団体連絡協議会と連携し、文化・芸術活動に参加する機会、成果を発表する機会、作品を鑑賞する機会の充実を図ることや、文化団体の後継者の育成や文化団体への若い世代の参加促進や新たな文化団体の発足を支援すること、伝承芸能の保存団体の活動の支援などを進めてまいります。

続きまして、80ページ、文化遺産の保全と活用です。

現況であります。本町では、あしがり郷瀬戸屋敷と円通寺観音像を町の重要文化財に指定し、保存に努めていることや、町民の郷土の歴史や文化に対する理解を深めるため、刊行物の発行や歴史・文化講座の開催などに取り組んでいることを述べております。

課題として、町内の文化遺産の調査を進め、その価値を確認するとともに適正な保存と活用に努めていくことや、文化遺産や歴史資料の展示、歴史・文化講座の充実によって、誰もが郷土の歴史や文化に親しむことができる環境づくりを進める必要があることを上げております。

計画①文化遺産の保全と活用です。基本方針を町民の郷土への愛着心を高めるため、文化遺産の調査、保存、活用を進めますとし、指標に歴史・文化講座の参加者数を設定し、現行86人を100人に増やすことを目指してまいります。

主な取組として、地域の歴史や文化の調査・研究を進めるとともに、特色ある郷土の歴史や文化への理解を深めるための学習機会の充実を図ることや、貴重な地域資源である文化財や文化遺産の活用を進めることなどを実施してまいります。

続きまして、81ページ、第8章、効率的な自治体経営を進めるまちです。第8章の効率的な自治体経営を進めるまちにおいて、前期基本計画では新庁舎整備の議論をスタートすることを念頭に行政機能の充実を施策としておりましたが、後期基本計画では新庁舎での窓口サービスの向上、さらには町制施行60周年を契機に取り組んでいるブランディングを総合計画に位置づけるため、新たに信頼される質の高い行政の実現を施策として位置づけております。

82ページ、効率的な自治体経営の推進です。

現況であります。急速な高齢化の進行による社会保障関係費の増大、高度経済成長期に整備した公共施設の修繕費の増大などにより、行財政運営の厳しさが一層増しております。本町では、平成24年に第五次開成町総合計画と連動した第五次開成町行政改革大綱を策定するなど簡素で効率的な行財政運営に努めていることや、業務の効率化を図るため住民票や戸籍などの電子化、業務システムの電算化を進めていること、地方公務員法の改正により平成28年から人材育成のツールとして人事評価制度が本格導入されたことなどを述べております。

課題といたしまして、厳しい財政状況の中で町民生活を重視した施策を効果的に実施していくために、中長期的な視点に立った計画的な行財政運営を推進することや、安定的に質の高い行政サービスを提供するため自主財源の確保に努めるとともに、限られた財源の効果的な配分や徹底した経費の縮減を進める必要があること、限られた行財政資源を有効活用し最大限の効果を得るため、行財政改革の推進や限られた職員数で効率的・効果的に行政サービスを提供していくため、組織、機構の最適化やICTの活用、内部事務の簡素化などに取り組み、課題解決力を持った地域づくりを担う人材の育成を進める必要があることなどを上げております。

計画①計画的な行財政運営の推進です。基本方針を中長期的な視点に立った計画的な行財政運営を推進しますとし、指標に実質公債費比率を設定し、現状6.7%であります、これを18%未満で維持してまいります。

主な取組として、総合計画と行政評価、予算編成を効果的に連動させたPDCAマネジメントサイクルによる行政経営システムを確立することや、計画的な財政運営を推進するため将来負担を考慮した健全な財政運営の実施、及び将来的に安定した財政運営を実現するため自主財源の確保に努めるとともに、交付税措置のある地方債や国県補助金の有効活用に努めること、歳入の根幹となる町税を適切に確保するため町税の適正な賦課と収納率の向上を図ること、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担の軽減と平準化を図るとともに、公共

施設等の最適な配置を実現するため公共施設マネジメントの取り組みを進めることなどを実施してまいります。

８３ページ、行政運営の効率化・高度化の推進です。基本方針を限られた行財政資源を有効に活用し効率的・効果的な行政運営を行いますとし、指標を行政改革の効果額と設定し、６年間の累計で５千万円の効果額を見出すことを目指してまいります。

主な取組として、最小の経費で最大の効果を得るため行政改革大綱に基づく行政改革を推進することや、業務の効率化、行政手続の簡素化を図るため行政事務の電子化を進めること、職員が能力を最大限発揮できる職場環境を構築するため働き方改革に取り組むこと、共通の地図情報を全町的に共有し活用するため統合型GIS導入などを進めてまいります。

続いて、③人材の確保と育成です。基本方針を複雑化、高度化する行政課題に的確に対応する人材の確保と育成を進めますとし、主な取組として、職員の能力、資質の向上を図るため、適切なテーマ設定を行うなど効果の高い職員研修の実施に努めることや、職員の能力、質の向上とともに組織全体の活性化を図るため、適正な人事評価制度の運用などを進めてまいります。

続いて、８４ページ、信頼される質の高い行政の実現です。

現況であります。安全・安心の総合防災拠点としての役割はもとより、交流、情報、対面サービスの充実を図るため新庁舎の整備を進めていることや、町制施行６０周年を契機にまちそのもののブランド化への取り組み、町民と行政の情報共有を図るため広報誌、ホームページやSNSなどを活用し事業や施策の効果的な情報発信に努めていること、行政事務の電子化が拡大される中、社会保障税番号制度（マイナンバー制度）の導入などにより個人情報の保護に対する町民の関心が高まっていることなどを述べております。

課題といたしまして、町民のニーズを的確に把握し、町民の視点に立った良質な町民サービスを提供するため、窓口サービスや職員の接遇力の向上などを図る必要があることや、定住人口や交流人口の拡大を図るため、町の魅力を見詰め直し磨き上げることで開成町のイメージを向上させることが求められていること、町民と行政とのコミュニケーションの基礎となる情報の共有を積極的に進めるとともに、町民の意見や要望を的確に政策に反映するための広聴活動の充実を図る必要があること、町政運営の透明性、公平性の確保や町民の権利の保護を図るため、情報公開制度や個人情報保護制度の適切な運用に努める必要があることなどを述べております。

計画①町民サービスの向上です。基本方針を町民の視点に立った良質な町民サービスを提供しますとし、指標に窓口対応の覆面診断結果を設定し、現行の７２．３ポイントから８０ポイントに引き上げることを目指してまいります。

主な取組として、窓口サービスの向上を図るため、窓口部門の集約や効率的な窓口の配置によるワンストップサービスを推進することや、町民ニーズの多様化や高齢化の進行により重要性が増す専門性の高い相談業務に対して、十分な機能が発揮

できるよう専門職の適正配置に努めること、町民の利便性の向上を図るため、住民票などのコンビニ交付に取り組むことなどを進めてまいります。

８５ページ、②ブランディングの推進です。基本方針を開成町のイメージと町民満足度の向上を図るため「田舎モダン」をコンセプトにしたブランディングを推進しますとし、指標を開成町に住み続けたいと思う町民の割合とし、現行８２．３％から８５％に向上させることを目指してまいります。

主な取組として、住みたい、住み続けたい、訪れたいという意向を高めるため、「田舎モダン」をコンセプトにした開成町のブランディングに取り組んでまいります。

③広報・広聴の充実です。基本方針を町民をサービスや情報の受け手と捉えるおしらせ型広報から町民コミュニケーションの相手と捉える対話型・協働型広報に発展させますとし、指標を開成町公式フェイスブックページの「いいね」の数と設定し、現行一千２０４人から一千５００人に拡大を目指してまいります。あわせて、開成町公式インスタグラムのフォロワー数につきましても、現行５２０人から一千人に拡大を目指してまいります。

主な取組として、広報かいせいや町公式ホームページ、ＳＮＳなどの各種広報媒体を効果的に活用し、分かりやすく親しみやすい町政情報や地域情報の提供に努めることや、報道機関との連携を深めることにより新聞やテレビなどのマスメディアを活用した広報活動を積極的に展開すること、町民ニーズを的確に把握し町民の意見を行政運営に生かせる環境づくりを進めるため、まちづくり町民集会や町民意識調査を実施することなどを進めてまいります。

④情報公開と個人情報の保護です。基本方針を個人情報の保護に配慮しながら町政に関する情報の公開に努めますとし、指標を文書ファイリングシステムに基づく公文書の分類・保管・保存・廃棄のライフサイクルの確立と設定し、計画期間中に文書ファイリングシステムを確立することを目指してまいります。

主な取組として、町民の知る権利を保障するため情報公開制度を適正に運用することや、町が所有する個人情報の適正な利用や保護を行うため個人情報保護制度を適切に運用することなどを進めてまいります。

８７ページ、広域連携の推進です。

現況であります。本町では、ごみ処理、し尿処理、消防などの様々な分野において近隣市町と共同処理を行うとともに、防災や観光をテーマにした広域連携、都市間交流を進めていることや、神奈川県西部広域行政協議会における取り組みなどを通じて広域的な行政課題の解決に取り組んでいる状況に加え、足柄上郡５町で構成するあしがら地域創生連携推進協議会であしがら地域広域ビジョンを策定したことなどを述べております。

課題といたしまして、行政課題の複雑化・高度化が進んでいることから、基礎自治体が直面する様々な課題を解決し、さらなる町民サービスの向上を図るため、市町村の枠組みを越えた広域連携の充実を図る必要があることや、人口減少が進む中

で職員の確保が難しくなるなど自治体の経営資源の制約が厳しくなるとともに、引き続き社会保障関係費や公共施設の修繕費の増大が進むことが予測されることから、事務効率の向上や経費節減の観点から、より一層広域連携を進める必要があることなどを考えております。

計画①広域連携の推進です。基本方針を関係市町村との広域的な連携により町民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化を図りますとし、主な取組といたしまして、高度化・複雑化する広域的な行政課題の解決策に向けて、足柄上郡5町、足柄上地区1市5町、県西地域2市8町などの広域組織を構成する市町と共同して調査・研究を進めることや、神奈川県や県内市町村と連携し行政サービスの持続可能な提供体制の構築に向けた調査・研究を進めること、災害対策の強化や観光振興による地域の活性化を図るため圏域を越えた連携を進めることなどを進めてまいります。

後期基本計画の内容説明は、以上となります。

なお、参考資料2といたしまして、本日配付をさせていただきました後期基本計画第1期実施計画（素案）につきましては、後期基本計画の内容をさらに細かく事業ベースにしたものについて、後期基本計画の6年間を見据えた上で2019年度から2021年までの第1期、3年間の事業を記載しております。参考資料として御覧をいただければと考えております。

また、そちらの実施計画の表紙裏面の評価欄の記載についてでございますが、表中の評価欄の印の見方を記してございます。事務事業評価の対象事業、詳細評価の対象事業ということになりますが、これには白い丸を、対象事業であっても進捗管理の対象の事業については黒丸が記してございます。その他、①から⑦につきましては事務事業評価の対象としない事業となり、非対象とする事由ごとに番号で整理しておりますので御承知をいただければと思います。

それでは、第五次開成町総合計画後期基本計画の御説明を以上とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

お疲れさまでした。

以上で本日の予定は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時45分 散会